

Nabeshima Labor Management

October 10 2018

《 2019年4月1日から 働き方改革関連法が順次施行されます!! ② 》

裁量労働制の適用者や管理監督者も含め、すべての人の労働時間の状況が客観的な方法その他適切な方法で把握されるよう法律で義務付けられるようになります
 …大企業・中小企業：2019年4月1日施行（労働安全衛生法）

改正の趣旨

現行では、労働時間の把握義務及びその方法を具体的に定めた法令は存在せず、2017年1月に厚生労働省より公表された「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（平29.1.20基発0120第3号）が通達で示されているにとどまっています。
 また、長時間労働者に対する面接指導を実施する前提として、労働者の労働時間を把握する必要があります。そこで、労働安全衛生法に、労働時間の把握を事業者に義務付ける規定が設けられました。

<p>（現在） 割増賃金を適正に支払うため、労働時間を客観的に把握することを通達で規定</p> <p>裁量労働制が適用される人や管理監督者などは、この通達の対象外となっています。</p>	<p>（改正後） 健康管理の観点から、裁量労働制が適用される人や管理監督者も含め、すべての人の労働時間の状況が客観的な方法その他適切な方法で把握されるよう法律で義務づけられます。</p> <p>労働時間の状況を客観的に把握することで、長時間働いた労働者に対する、医師による面接指導を確実に実施していくことになります。</p>
---	--

～客観的な方法その他適切な方法とは…?!～

まだ明確にされていませんが、ガイドラインと同様の方法による把握が求められるものと考えられます。「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」による始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法は以下のとおりです。

- 使用者は、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録すること
 - ア 使用者が、自ら現認することにより確認し、適正に記録すること
 - イ タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録すること



全ての労働者の労働時間を把握する準備をお願いいたします

残業の上限規制が厳しくなるため、労働基準法で定める時間規制が適用されず労働時間が長くなることが予想される管理職や、厳密な管理が難しい裁量労働制の人の健康に配慮した措置となっています。労働時間を記録していない労働者については、来年に向けて見直しをお願いいたします。

《筆者：山本智美》

お知らせ

- 平成30年10月に支払う給与より算定基礎届により社会保険料が変更になります。
 変更後の保険料額については、改めて担当よりお知らせ致します。※保険料率の変更はありません。
- 平成30年10月1日以降 被扶養者の認定の届出の際にマイナンバーの届出が必要となります。
- 平成30年10月1日から最低賃金が改正になります。
- 「働き方改革セミナー」の受付を締め切りとさせて頂きました。
 先月号で「働き方改革セミナー」の定員を30名とご案内したところ、50名を超える方からのお申し込みを頂き、11月6日（火）の他に11月8日（木）を準備致しました。受付順で30名と20名に分けさせて頂き、締め切りとさせて頂きました。11月8日にご参加の方には既にこのことを説明し、了解をいただいたところです。ご協力ありがとうございました。

自然との共生

8月の盆休を利用し、北アルプス表銀座「燕岳～常念岳～蝶ヶ岳」を縦走してきました。中1日は雨にたたられ山小屋でゆっくりしたのですが、今回は過去2度歩いた時と違い、年を感じました。

<p>1日目</p>  <p>登山口 中房温泉口</p>	<p>2日目</p>  <p>燕岳山荘</p>	<p>3日目</p>  <p>常念岳へ登頂</p>	<p>4日目</p>  <p>安曇野に下山</p>
<p>高山植物がみごと</p> 		<p>さらに稜線を歩き常念岳へ</p> 	
<p>天空の稜線歩き</p> 		<p>穂高連峰を眺め</p> 	
<p>花を見ながら</p> 		<p>「槍ヶ岳、穂高連峰」を眺めながらの山歩きは実に北アルプスの醍醐味でした。</p>	

わたしのひとこと

9月21日、自民党総裁選で安倍首相が石破氏を破り続投となることが報じられました。安倍総理は「景気は確実に良くなってきている。倒産企業が減少し、失業者の数は減り、賃金は伸び、景気は右肩上がりになっている」と連発。しかし、国民の大半の人がこの実感を感じていないと思います。日本経済は地方と都市の差が大きくなり、地方の人口減少はひどく、地方再生は全く回復していないのが現状です。今回の「働き方改革」からすると、一人当たりの所得は時間外の削減によって下がり、国民が安心して暮らせる状態になるとは思われません。非常に難しい時代を迎えることになるのではないかと想像しています。総理の席があまりにも長いのも考える必要があるのではないのでしょうか？

鍋島 勝子

企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します



社会保険労務士法人 鍋島事務所

〒321-0923 宇都宮市下栗町2750-2

TEL：028-635-9752 FAX：028-635-9298



ホムハシ